

会議結果（要旨）

会 議 名	平成24年度第3回音更町介護保険事業等運営協議会
開 催 日 時	平成25年1月29日（火） 午後7時00分から午後8時20分
開 催 場 所	音更町保健センター 検診室
委 員 出 席 者	森川会長、原田会長代理、恩田委員、河田委員、富田委員、正保委員、藤川委員、中塚委員、岡田委員
事 務 局 出 席 者	今村保健福祉部長、鈴木保健センター事務長、松井高齢者福祉課長、春木高齢者福祉課参事、猪俣保健課長補佐、鈴木高齢者福祉課主幹、原尾成人保健係長、佐藤高齢者福祉係長、傳法介護支援係長、平井介護保険係長、杉本高齢者福祉課主任、仁科高齢者福祉課主任、田中高齢者福祉課主事、小川高齢者福祉課主事
議 題 内 容	<p>1 開会</p> <p>2 議題 会議録署名委員の指名 議案第1号 地域主権改革一括法に基づく地域密着型サービスに係る条例制定について</p> <p>3 報告第1号 平成24年度介護保険特別会計決算見込みについて</p> <p>4 その他</p>
会 議 資 料	○指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準の概要
会 議 結 果	<p>会議録署名委員の指名 富田委員、正保委員</p> <p>議案第1号 原案どおり承認</p> <p>報告第1号 報告を了承</p>
出された主な意見等	<p>○議案第1号</p> <p>委 員：法令に従うべき基準と参酌すべき基準が混在している項目があるが、どういふことか。</p> <p>事務局：条文が2項からなるもので、1項は従うべき基準、もう1項が参酌すべき基準となっているため。</p> <p>委 員：利用定員は従うべき基準なのに対し、運営に関して、定員の遵守が参酌すべき基準なのはなぜか。</p> <p>事務局：定員を決めること自体は従うべき基準で、定員の遵守は上記で決めた定員については原則遵守するが、災害等やむを得ない事情で定員を超える状況があるので、参酌すべき基準になっている。</p> <p>○報告第1号</p> <p>委 員：滞納繰越分は延々繰り越されるものなのか。</p>

様式 4

	<p>事務局：滞納は2年で時効が成立した場合、整理されてしまうことになるが、その前に分納誓約をいただくなどして対応している。</p> <p>委員：歳出の地域支援事業費に任意事業は表記されないのか。</p> <p>事務局：任意事業の費用は包括的支援事業費に含まれており、別項目としては表記されていない。事業自体の実施もされている。</p>
お問い合わせ先	保健福祉部地域包括支援センター高齢者福祉課介護保険係 (0155-32-4567)

町ホームページへの掲載	掲載日（平成25年2月12日）
-------------	-----------------